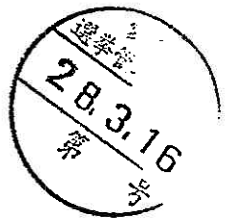
第7号様式
（その１）

収　支　報　告　書



平成　27　年分

（ふ　り　が　な）
1　政治団体の名称　なかねやすひろをそだてるかい
中根康浩を育てる会

2　主たる事務所の所在地　愛知県岡崎市滝町字十楽8-1

※街頭箇所に ✔ すること

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

3　代表者の氏名　中根　康浩

4　会計責任者の氏名　中根　妃婦美

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名　夏目　淳子
（電話）　0564-46-3922
（電話）
（電話）

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
公務の種類：衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名：中根　康浩
☐ 無

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者指名：中根　康浩（現職）
公職の種類：衆議院議員

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

「本年の収入額」及び「支出総額」がともに「0」の場合でかつ、資産等が全て「無」の場合は、表紙(①)及び②、⑰、⑳の4枚のみ提出してください。

受付番号　1478　①

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額　(a)+(b)=A	13,793,081
（前年からの繰越額）(a)	3,740,583
（本 年 の 収 入 額）(b)	10,052,498
支　出　総　額　　B	11,175,497
翌年への繰越額　　A-B	2,617,584

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0
員　　数	0人

(2) 寄　　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ)　個人からの寄附	411,406	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ)　法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ)　政治団体からの寄附	230,000	
小　計　(ｱ)+(ｲ)+(ｳ)	641,406	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア＋イ）	641,406	

※ 平成6年以前の収支報告書を作成するときは、特定寄附を指定団体に対する寄附と読み替えること。

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
南紀白浜バス旅行会費	4,541,600	
国政報告会会費	2,150,000	
ビアパーティー会費	448,000	
カニ食べ放題バス旅行会費	2,263,500	
この頁の小計	9,403,100	
合計	9,403,100	

(その6)

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計　(a)	0	
1件10万円未満のもの (b)	7,992	
合　　計 (a)+(b)	7,992	

（その7）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
森 塚子	10,000	27. 11. 3	岡崎市中島町カムラシ1-1 ネオシティ岡崎南809	飲食業	
小計	10,000				
中根 よし子	401,406	27. 12. 30	岡崎市滝町字松谷72	幼稚園園長	
小計	401,406				
この頁の小計 (a)	411,406				
その他の寄附 (b)	0				
合計 (a)+(b)	411,406				

（その7）

(7) 寄附の内訳			寄付者の区分	政治団体	
寄付者の氏名	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
民主党愛知県連総支部連合会	200,000	27. 2. 19	名古屋市東区泉1丁目12番34号セントラルアベニュー1223 9F	大塚 耕平	
小計	200,000				
自誓会	30,000	27. 5. 19	東京都中央区日本橋人形町1-6-10 ユニコム人形町ビル7F	細野 豪志	
小計	30,000				
この頁の小計 (a)	230,000				
その他の寄附 (b)	0				
合計 (a)+(b)	230,000				

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目	金額	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	67,048	
(3)　備品・消耗品費	551,014	
(4)　事務所費	242,120	
小計	860,182	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	1,111,937	
(2)　選挙関係費	0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費 ア＋イ＋ウ＋エ	8,837,272	
ア　機関紙誌の発行事業費	174,744	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	8,662,528	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	320,000	
(6)　その他の経費	46,106	
小計	10,315,315	
合計	11,175,497	

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計 (a)	*0*				
その他の支出 (b)	*67,048*				
合計 (a)+(b)	*67,048*				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　（　消耗品費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
門松代	15,000	27. 1. 21	公益社団法人岡崎市シルバー人材センター	岡崎市十王町2-9	
クリアファイル代	230,040	27. 7. 15	グリーンクラフト	岡崎市柱曙3-10-23	
ボールペン代	216,000	27. 11. 27	グリーンクラフト	岡崎市柱曙3-10-23	
この頁の小計　(a)	461,040				
その他の支出　(b)	89,974				
合　計　(a)+(b)	551,014				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　造作修繕費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
床工事代	176,094	27.5.20	有限会社　滝三建築	岡崎市滝町字本部26	
この頁の小計　(a)	176,094				
その他の支出　(b)	0				
合計　(a)+(b)	176,094				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　事務管理費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
26年（育てる会）会計監査報酬	48,895	27.5.20	遠山公認会計士事務所　遠山典志	名古屋市中村区名駅3-20-20　名駅錦ビル602	
この頁の小計　(a)	48,895				
その他の支出　(b)	17,131				
合計　(a)+(b)	66,026				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（行事・会議費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲料代	18,034	27. 1. 14	酒やビッグ岡崎店	岡崎市井ノ口新町3-1	
会議費	13,068	27. 2. 20	橘	岡崎市松本町1-27	
会議と食事代	30,000	27. 3. 30	ろばた焼　どまぐれ	岡崎市舳越町神道53-1	
自誓会研修（ご朱印帳）	32,400	27. 5. 20	特定非営利法人　21世紀を創るみかわ	岡崎市竜美南1-2	
会議費	14,000	27. 8. 28	㈱六本木	岡崎市中町6-1-7	
柿代	19,000	27. 9. 25	JAあいち三河筆柿選果場	額田郡幸田町六栗江尻10	
会議と食事代	13,000	27. 10. 29	酒房未女佳	岡崎市松本町1-60　ハイハットビル2F	
弁当代	25,000	27. 11. 30	たが屋	岡崎市康生町565-11	
この頁の小計　(a)	164,502				
その他の支出　(b)	101,475				
合　計　(a)+(b)	265,977				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　　(　会合費　)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名 (団体にあっては、その氏名)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計 (a)	0				
その他の支出 (b)	2,810				
合計 (a)+(b)	2,810				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　　(　交通費　)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名 (団体にあっては、その氏名)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計 (a)	0				
その他の支出 (b)	115,940				
合計 (a)+(b)	115,940				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　渉外費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名 (団体にあっては、その氏名)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
税理士による中根やすひろ後援会総会会費	20,000	27. 7. 15	東海税理士連盟税理士による中根やすひろ後援会	岡崎市六供町三ッ岩55-5	
この頁の小計 (a)	20,000				
その他の支出 (b)	182,500				
合計 (a)+(b)	202,500				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	（ 交際費 ）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代	29,700	27. 2. 3	いちえ庵	岡崎市小呂町3-16	
自誓会パーティー参加費	260,000	27. 2. 17	自誓会	東京都中央区日本橋人形町1-6-10 ユニコム人形町ビル7F	
自衛隊バス旅行参加費	40,000	27. 3. 2	全国自衛隊父兄会愛知県支部連合会岡崎支部	岡崎市稲熊町6-116-4	
せんべい	12,400	27. 11. 5	おかめ堂	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館地下1F	
山本ソシアルダンス参加費	120,000	27. 11. 29	山本鉄男	岡崎市舞木町山中町145	
この頁の小計 (a)	462,100				
その他の支出 (b)	62,610				
合計 (a)+(b)	524,710				

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費　（制作費・印刷費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会報制作代	151,200	27.7.3	第一プリント社	岡崎市八帖北町16-1	
ハガキ制作代	15,120	27.7.22	グリーンクラフト	岡崎市柱曙3-10-23	
この頁の小計 (a)	166,320				
その他の支出 (b)	8,424				
合計 (a)+(b)	174,744				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費　（その他の事業費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
桜クーポン	420,000	27. 3. 13	岡崎ニューグランドホテル	岡崎市康生町515-33	
南紀白浜バス旅行代	4,575,600	27. 3. 26	株式会社アイツーリスト	名古屋市中区新栄3-2-5	
国政報告会　景品代	70,000	27. 5. 16	株式会社エディオン	豊田市三軒町8-55	
国政報告会　ラムネ代	75,600	27. 6. 9	松山製菓株式会社	名古屋市西区上名古屋1丁目2-12	
国政報告会　クリーンAg商品代	130,000	27. 6. 30	株式会社みらい	岡崎市夏山町陣内43-2	
ラムネパッケージ代	64,260	27. 7. 15	グリーンクラフト	岡崎市柱曙3-10-23	
国政報告会　食事代・会場代	553,130	27. 7. 15	岡崎ニューグランドホテル	岡崎市康生町515-33	
ビアガーデン　景品代	21,190	27. 8. 10.	おかめ堂	東京都千代田区永田町2-1-2　衆議院第2議員会館地下1F	
ビアガーデン飲食代	461,200	27. 9. 4	岡崎ニューグランドホテル	岡崎市康生町515-33	
カニ食べ放題バス旅行代	2,241,000	27. 12. 16	株式会社アイツーリスト	名古屋市中区新栄3-2-5	
この頁の小計　(a)	8,611,980				
その他の支出　(b)	50,548				
合計　(a)+(b)	8,662,528				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金　（　寄附金　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飛翔会　寄付	50,000	27. 3. 7	飛翔会	西尾市山下町東八幡94-2	
自誓会　寄付	30,000	27. 2. 26	自誓会	東京都中央区日本橋人形町1-6-10 ユニコム人形町ビル7階	
自誓会　寄付	60,000	27. 7. 21	自誓会	東京都中央区日本橋人形町1-6-10 ユニコム人形町ビル7階	
自誓会　寄付	60,000	27. 12. 11	自誓会	東京都中央区日本橋人形町1-6-10 ユニコム人形町ビル7階	
新政治文化フォーラム　寄付	120,000	27. 12. 21	新政治文化フォーラム	東京都新宿区四谷3-11　山一ビル6階	
この頁の小計　(a)	320,000				
その他の支出　(b)	0				
合　計　(a)+(b)	320,000				

（その15）

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費　　（　その他の経費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けたものの氏名（団体にあっては、その氏名）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計　(a)	0				
その他の支出　(b)	46,106				
合　　計 (a)+(b)	46,106				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　考
ア　土　地	☐	☑	
イ　建　物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	☐	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通預金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の時価が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入金ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 3 月 14 日

政治団体の名称　　中根康浩を育てる会

会計責任者の氏名　中木良妃婦美

（代表者の氏名）

印

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
解散した場合のみ、代表者の記名押印又は署名も必要となります。署名は必ず代表者本人が自著してください。

政治資金監査報告書

平成28年3月14日

中根康浩を育てる会
代表　中根　康浩　殿

登録政治資金監査人　遠山典夫

登　録　番　号　第3916号
研修終了年月日　平成23年11月2日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、中根康浩を育てる会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、中根康浩を育てる会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて、支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

中根康浩を育てる会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、中根康浩を育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上